

！ 新リース会計基準における「リースの識別」まとめ

以下の二つの条件をいずれも満たす契約にリースが含まれる

1

「特定された資産」
が存在する

「特定された資産」は通常、契約書に明記される。ただし、契約書に明記があつたとしても、以下の二つの条件をいずれも満たす場合は「特定された資産」にあたらぬ。

① サプライヤーが、使用期間全体を通じて当該資産を他の資産に代替する実質上の能力を有している

AND

② 資産を他の資産に代替することからもたらされる経済的利益が、代替コストを上回ると見込まれ、サプライヤーが代替権の行使により経済的利益を享受する

両方満たせば契約書上、対象資産が明確にされていたとしても特定された資産にあたらない（リースに該当しない）

AND

2

顧客（借手）に「特定された資産の
使用を支配する権利」が移転している

以下のいずれも満たす場合、「使用を支配する権利」が移転している

① 経済的利益の享受

借手が、使用期間全体を通じて特定された資産の使用から生じる経済的利益の「ほとんどすべてを享受する権利」を有する。独占的に資産を使用でき、その資産からのアウトプット（生産物など）をすべて得られるような場合、これに該当する。

AND

② 使用を指図する権利等

以下のいずれも満たす場合、「使用を指図する権利」を有する。

① 借手が、使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える「資産の使用方法（いつ、どのように、何のために使うか等）」を指図する権利を有する

OR

② 使用方法に係る決定が契約や設計によって事前になされている場合で、以下のいずれかを満たす。

① 借手のみが、資産を稼働する権利（または第三者に指図して稼働させる権利）を有する

OR

② 借手が、資産の使用方法を事前に決定するように、当該資産を設計している